

別表第1(第3条の3関係)調査及び点検に係る項目等の判断基準の付加

区分	項目		方法	判定基準
1 建築物の内部	(1) 常時閉鎖した状態にある防火扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）	ア 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		イ 扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ウ 扉、枠及び金物の劣化並びに損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		エ 固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		オ 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
	(2) 居室の換気	ア 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した法第12条第3項に規定する検査又は同法第4項に規定する点検（以下この表において「検査等」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録を確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		イ 換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	(1) 防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあっては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(2) 非常用の照明装置	ア 非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあっては、当該記録を確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		イ 照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。